

処分範囲

証券取引法に基づく監査業務（企業内容等の開示に関する内閣府令の規定が適用される有価証券報告書等に記載される財務諸表についての監査業務に限る）並びに会社法に基づく監査業務（旧商法特例法に基づく監査業務を含む）及びこれに準ずるものとして以下に掲げる法律に基づく監査業務の7月1日より8月31日までの停止

- ・ 保険業法
- ・ 信用金庫法
- ・ 協同組合による金融事業に関する法律
- ・ 労働金庫法
- ・ 農林中央金庫法

ただし、以下に掲げる者に対する、それぞれに指定する期間に係る監査業務についてはこの限りではない。

- ・ 4月決算会社のうち、7月末日までに証券取引法に基づき有価証券報告書を提出しなければならない会社 7月
- ・ 5月決算会社のうち、8月末日までに証券取引法に基づく有価証券報告書を提出しなければならない会社 全期間
- ・ 上記以外の5月決算会社 7月
- ・ 6月決算会社 8月
- ・ 10月決算会社のうち、7月末日までに証券取引法に基づき半期報告書を提出しなければならない会社 7月
- ・ 11月決算会社のうち、8月末日までに証券取引法に基づき半期報告書を提出しなければならない会社 8月

また、証券取引法に基づき有価証券届出書を提出する際に、直前決算期の財務諸表が既に適切に監査されている場合、有価証券届出書に記載される財務諸表について監査業務を提供することは差し支えないものとする。